

関まちなみ文化センター貸店舗事業者募集要項

1. 趣 旨

関まちなみ文化センターの存する旧東海道「関宿」は、昭和59年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、生活の営みと保存修景が共存して形成されてきた町で、多くの訪問客にお越しいただいています。

当センターは、昭和60年にまちなみ保存事業の推進のため開設され、近隣地区の集会所用途とともに、まちなみの賑わい促進、訪問客に対しての飲食等の販売、観光情報の発信等、多目的用途の貸店舗敷地を有した施設です。

この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響から、感染予防措置を万全に講じながら、訪問客の「おもてなし」や「まちなみの活性化」、「地域との交流」等を行い、貸店舗敷地において「関宿」の魅力を積極的に発信していただける事業者の募集を図るものです。

2. 施設の概要

- (1) 施設の所在地 亀山市関町中町463-3 1階貸店舗敷地
*別紙位置図参照
- (2) 施設の構造 鉄骨造2階建
- (3) 施設面積等 延床面積209㎡(1区画あたり21.15㎡)
- (4) 施設管理者 亀山市生活文化部地域観光課観光交流グループ

3. 募集概要

(1) 募集業種

本募集において、店舗の使用業態は定めておりませんが、訪問客及び地域住民等も気軽に利用できる憩いの場を提供できる店舗を想定しています。

(2) 希望形態

土曜日、日曜日、祝祭日及び「関宿」におけるイベント期間は開店にご協力いただき、その他、まちなみの活性化のために積極的な手法を用いて集客を図ることと合わせて、市及び関係諸団体主催のイベントや、観光情報発信についても協力いただける店舗を希望しています。

4. 応募者の参加資格

応募者は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 関まちなみ文化センター条例(平成17年亀山市条例第71号。以下、条例という。)規定の設置目的、制限事項、禁止行為等を理解し、管理運営に協力的であること。

- (2) 県内又は近隣県に、活動の本拠を持つ法人であること。
- (3) 経営状況が健全で、貸店舗を安定的に継続できること。
- (4) 事業に必要な法令に基づく許可を有する者、又は許可を得ることが確実な者であること。
- (5) 公租公課を完納していること。
- (6) 過去の営業等において、法令に違反、罰則を受けたことがない者であること。
- (7) 会社更正法並びに民事再生法に基づく、更正・再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (8) 暴力団体関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織ではないこと。（亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱に準ずる。）
- (9) その他、亀山市が貸店舗の出店に相応しいと判断した者であること。

5. 許可条件

- (1) 使用許可者 亀山市 亀山市長
- (2) 許可の形態 条例規定の施設使用許可
- (3) 使用の期間 **令和4年4月1日から（使用希望日から）
令和9年3月31日までの期間とする。（5ヶ年度）**
ただし、年毎に年度更新手続きが必要となります。

(4) 使用面積

施設1階 1区画21.15㎡ですが、募集区画は3区画エリアと2区画エリアでの使用になります。なお、5区画とも合わせて使用も可能ですが、3区画エリアと2区画エリアの間には区画割壁が存在します。また、それぞれがバックヤードを有しており、3区画エリアには手洗い設備、ステンレス流し台、備え付け棚等が設置されています。2区画エリアには手洗い設備が設置されています。（別紙写真参照）

また、3区画エリアの玄関西側に自動販売機1台が市の許可を受けて設置されております。

駐車場は普通車5台分ありますが、関まちなみ文化センターの使用者の共用スペースであり、応募者専用の駐車枠の指定はありません。駐車可能台数は応募者1台とします。

- (5) 使用料 条例第8条に規定のより、1区画あたり月額12,560円です。なお、使用料は月始めに、市が交付する納付書により当月分の使用料を納付いただきます。
- (6) その他費用
既設設備の更新、内装改修費、および電気・ガス・上水道の開設及び使

用料金等は、すべて応募者負担とします。施設の経年劣化に伴う修繕も応募者負担とします。3区画エリアにはエアコンが設置されていますが、それにかかる費用も同様とします。

また、店舗から排出するごみは、自らの費用で適切に処分してください。駐車場内にある自治会ごみ集積所は使用できません。

(7) 現状回復

使用者が施設の使用を終了したとき、または、条例第7条第1項各号に該当して、市から使用許可の取り消し、または使用の中止を命じられたときは、条例第12条に基づき、直ちに現状回復いただきます。

ただし、現状のまま引き渡す場合は市との協議によるものとします。

(8) その他

- ①当市の運営方針、条例及び規則、関係諸法規・行政官庁等の指導、指示を遵守して頂きます。
- ②使用許可の権利の第三者への譲渡、あるいは、第三者への転貸は認めません。
- ③雇用創出のため、市内在住者を必ず1名以上、従業員として採用してください。
- ④本要項の条件を遵守できない者、又は使用料等の滞納があった場合は無条件で使用許可の取り消しができるものとし、市が指定する期日までに退去していただきます。
- ⑤トイレや駐車場等共用スペースについては、日常管理として、トイレの清掃、トイレットペーパーの補充、駐車場の除草、ごみひらい等を適宜行っていただき、環境美化に協力いただきます。なお、トイレ清掃用具、トイレットペーパーは市で支給します。また、市においても定期的なトイレ清掃（1回/週程度）を、公益社団法人亀山市シルバー人材センターに委託しています。
- ⑥店舗開業時間等、詳細については協議により決定いただきます。
- ⑦応募者の責に帰する事由により、建物や内装及び備品等を汚損、破損した場合は応募者側の負担により原状に回復していただきます。
- ⑧使用許可後、三か月以内は使用前の出店準備期間として、使用料は免除としますので、出店準備期間を出店計画書に提示してください。ただし、出店準備期間においても、5-（6）に記載する費用は負担いただきます。
- ⑨施設2階の集会所及び展示室は、町並み保存事業の推進活動や地域団体の活動に使用されており、使用許可を受けた各種団体等が日常的に使用しています。また、駐車場は共有スペースであることから、施設2階の利用者による駐車があります。

⑩その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。

6. 応募方法

応募者は下記のとおり、応募書類を応募受付期間内に提出してください。
正本1部、副本4部、計5部の提出をお願いします。

(1) 応募書類

- 1) 出店申込書（様式第1号）
- 2) 出店計画書（任意様式）プレゼンテーション内容を含みますので、7-（2）の「審査の視点」を参考に作成してください。
- 3) 定款の写し及び会社登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）
- 4) 貸借対照表及び損益計算書（直近の3ヶ年分）
- 5) 法人税申告書の写し（直近の3ヶ年分）
- 6) 誓約書（様式第2号）
- 7) 募集開始日前1年前内に法人を設立した場合は、前各号で提出する書類のほか、法人を代表又は共同で出資する個人の履歴書及び住民票抄本（発行から3ヶ月以内）、所得税申告書又は源泉徴収票の写し並びに市税（固定資産税、住民税、軽自動車税等）の納税証明書（直近3ヵ年）

(2) 応募受付期間（予定）

令和3年6月1日（火）～令和3年8月31日（火）の午前9時から午後5時までに直接持参のうえ提出してください。（ただし、土・日曜日及び休日を除く。）

※募集要項の内容に関する質問及び現地確認が必要な場合は、応募受付期間中に随時受付します。なお、来庁する場合は、事前に連絡をお願いします。

(3) 提出先及び問合せ先

〒519-1192 三重県亀山市関町木崎919-1 亀山市役所関支所
生活文化部地域観光課観光交流グループ
TEL 0595-96-1215
FAX 0595-96-2414
E-mail : kanko@city.kameyama.mie.jp

7. 審査方法

(1) 審査方法

審査方法は、提出された応募書類一式によるプロポーザル方式の審査とします。審査は、出店計画書（プレゼンテーション内容を含む）等を市職員にて審査し、決定します。

ただし、審査により一定水準に満たない場合は、事業者を決定しない場合があります。なお、審査に関する問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

(2) 審査の視点

審査は、以下の「審査の視点」をもとに、提案された内容が着実に履行され、市が希望する店舗形態がどのように確保されるかという点を重視して審査します。

○審査の視点

審査の基準	内容（審査の視点）
店舗形態及び経営計画	店舗経営方針が明確に示されており、誰も入店しやすい店舗形態であるか。
	店舗経営のほか、幅広い視点での地域への影響を考慮し、地域との取り組み姿勢と具体的ななかかわり方が提案されているか。
	東海道沿いの店舗であり、関宿のまちなみと調和した店舗であるか。
	来訪者を含めた店舗利用者のターゲット設定がなされているか。また、店舗利用者へのサービス向上策が提案されているか。（日常施設管理や清掃等を含む）
	まちを活性化させるための具体的な店舗経営計画が示されているか。（地場産品の活用や事業者間連携等含む）
新型コロナウイルス感染症対策	営業形態に合わせた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが示す感染防止対策が講じられるか。
店舗PR及び利用促進等情報発信	情報発信の方策が積極的で具体的に提案されているか。
	店舗利用者の要望把握とその対処について、利用促進に向けた改善

	方法が提案されているか。
店舗営業執行力	積極的な開店営業計画であり、継続的に開店が可能な人員配置計画であるか。
	行政及び関係団体等との協議により臨時営業等の協力が可能であるか。
	店舗経営の知識を有し、実績があるか。

(3) 使用許可等の通知

審査結果は、令和3年10月初旬に応募者へ通知をします。

また、使用許可については、関まちなみ文化センター条例施行規則第4条の規定により使用許可の申請手続きを行っていただきます。

(4) 使用許可の取消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、当該応募者の使用許可を取消しいたします。

- ① 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ② 応募者の参加資格を満たさなくなった場合
- ③ その他、事業者として不適格な事項が認められた場合

8. その他

その他、関まちなみ文化センターに係る必要な手続き等については、関まちなみ文化センター条例及び関まちなみ文化センター条例施行規則に基づくものとします。